

7 消安第 6764 号
令和 8 年 3 月 30 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」等の一部改正について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 21 号）、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 22 号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（令和 8 年農林水産省告示第 454 号）が令和 8 年 3 月 30 日付けで公布及び施行され、関係する告示及び通知を改正したことについて、別添のとおり都道府県知事に通知しましたので、御了知の上、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。



(別添)

7 消安第 6764 号
令和 8 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」等の一部改正について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 21 号）、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 22 号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（令和 8 年農林水産省告示第 454 号）が令和 8 年 3 月 30 日付けで公布され、同日から施行されることとなりました。また、これらの法令の施行に伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤」（昭和 51 年農林省告示第 752 号。以下「抗菌性物質製剤告示」という。）、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）、「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成 4 年 3 月 16 日付け 4 畜 A 第 201 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）、「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成 19 年 4 月 10 日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知）を一部改正しました。

改正内容については、下記及び別紙 1 から別紙 4 までのとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

第 1 飼料添加物の用途の新設及び再分類

1 改正の趣旨

している栄養成分の本来の利用の確保」を新設する。

- (2) 飼料添加物告示第3号で指定されている飼料添加物のうち、寄生虫による生産性低下を防止する効果が確認された以下左欄の飼料添加物を、右欄のとおり再分類又は追加指定する。

飼料添加物の名称	改正内容
アンプロリウム・エトパベート	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
アンプロリウム・エトパベート・スルフアキノキサリン	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
クエン酸モランテル	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
センデュラマイシンナトリウム	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
ナイカルバジン	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
ナラシン	飼料添加物告示第3号から削除するとともに、第4号で指定し直す。
サリノマイシンナトリウム	飼料添加物告示第4号に追加指定する。
モネンシンナトリウム	飼料添加物告示第4号に追加指定する。
ラサロシドナトリウム	飼料添加物告示第4号に追加指定する。

- (3) 飼料添加物の再分類に伴い、成分規格等省令別表第2の8に定める飼料添加物の成分規格の規定順を変更する。

第2 飼料添加物の指定の取消

1 改正の趣旨

今般、わが国において近年使用されておらず、今後の使用も見込まれない亜鉛バシトラシン（抗生物質）及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム（合成抗菌性物質）について、飼料添加物としての指定を取り消し、これに係る基準及び規格を廃止する。

2 改正の概要

- (1) 規則第12条及び別表第1から第3までに定められた特定飼料等の種類から亜鉛バシトラシンを削除する。

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改正後	改正前
<p>第 1 目的及び定義について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 飼料</p> <p>飼料とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいうと定義されている（法第 2 条第 1 項及び第 2 項、令第 1 条）。すなわち、法に規定する「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として、農家段階で使用されることとなるすべての物ということである。また、通常農家において自給される牧草及び飼料作物は、これに加工等が施される場合を除き、それが流通する場合以外には法の規制の対象とはならない。なお、<u>疾病の診断、治療若しくは予防又は動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことを目的とする医薬品は、飼料には含まれない。</u></p> <p>4 飼料添加物</p> <p>飼料添加物とは、①飼料の品質の低下の防止、②飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、<u>③飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進又は④飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保の用途（規則第 1 条）に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられるもので、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものと定義されている（法第 2 条第 3 項）。飼料添加物の指定は、昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号による。飼料添加物として指定された「物」であっても、<u>疾病の診療、治療若しくは予防又は動物の身体の構造若しくは</u></u></p>	<p>第 1 目的及び定義について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 飼料</p> <p>飼料とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいうと定義されている（法第 2 条第 1 項及び第 2 項、令第 1 条）。すなわち、法に規定する「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として、農家段階で使用されることとなるすべての物ということである。また、通常農家において自給される牧草及び飼料作物は、これに加工等が施される場合を除き、それが流通する場合以外には法の規制の対象とはならない。なお、<u>疾病の診断、治療又は予防、動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的とする医薬品は、飼料には含まれない。</u></p> <p>4 飼料添加物</p> <p>飼料添加物とは、①飼料の品質の低下の防止、②飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、<u>又は③飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進の用途（規則第 1 条）に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられるもので、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものと定義されている（法第 2 条第 3 項）。飼料添加物の指定は、昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号による。飼料添加物として指定された「物」であっても、<u>疾病の診療、治療又は予防、動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的として用いられる場合には薬事</u></u></p>

に定める方法により、飼料中の抗菌性物質の管理を行うものとする。また、これらの管理体制の確立されていない飼料製造業者に対しては、要管理抗菌性物質を販売しないこと。

b・c (略)

(イ) (略)

(ウ) 飼料一般の使用の方法の基準（成分規格等省令別表第1の1の(3)）

a・b (略)

c 別表第1の1の(3)のエ及びオは、例えばアピラマイシンを含む飼料とアピラマイシンと同一欄内にある例えばエンラマイシンを含む飼料の併用を禁止したものであり、飼料添加物の併用の禁止の趣旨と関連し、畜産農家等の段階においても基準の遵守に努めること。

d・e (略)

(エ) 飼料一般の表示の基準（成分規格等省令別表第1の1の(5)）

a・b (略)

c 別表第1の1の(5)のイの(カ)の表示は、その(注)の1及び(注)の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。

含有する飼料添加物の名称及び量

アピラマイシン 2.5g力価/トン

(略)

d (略)

(オ)～(ケ) (略)

イ 別表第2（飼料添加物関係）

らを用いて飼料を製造する場合にあっては、別に定める方法により、飼料中の抗菌性物質の管理を行うものとする。また、これらの管理体制の確立されていない飼料製造業者に対しては、要管理抗菌性物質を販売しないこと。

b・c (略)

(イ) (略)

(ウ) 飼料一般の使用の方法の基準（成分規格等省令別表第1の1の(3)）

a・b (略)

c 別表第1の1の(3)のエ及びオは、例えば亜鉛バシトラシンを含む飼料と亜鉛バシトラシンと同一欄内にある例えばアピラマイシンを含む飼料の併用を禁止したものであり、飼料添加物の併用の禁止の趣旨と関連し、畜産農家等の段階においても基準の遵守に努めること。

d・e (略)

(エ) 飼料一般の表示の基準（成分規格等省令別表第1の1の(5)）

a・b (略)

c 別表第1の1の(5)のイの(カ)の表示は、その(注)の1及び(注)の2に示された方法により表示すべきこととなるが、その例を示せば次のとおりである。

含有する飼料添加物の名称及び量

亜鉛バシトラシン 16.8万単位/トン

(略)

d (略)

(オ)～(ケ) (略)

イ 別表第2（飼料添加物関係）

○ 飼料添加物の評価基準の制定について（平成4年3月16日付け4畜A第201号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">主たる試験の実施方法の概要</p> <p>I 効果に関する試験</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的とするものの試験 (1)～(4) (略) (削る)</p> <p><u>5 飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保を目的とするものの試験</u> <u>この試験は、飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保を目的とする抗生物質、合成抗菌剤等について行い、対象家畜等を用いて、検体の特定の病原寄生生物による生産性の低下</u></p>	<p style="text-align: center;">主たる試験の実施方法の概要</p> <p>I 効果に関する試験</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的とするものの試験 (1)～(4) (略) <u>(5) 特定の病原寄生生物による生産性の低下の防止効果を確認するための試験</u> <u>この試験は、特定の病原寄生生物による生産性の低下の防止を目的とする抗生物質、合成抗菌剤等について行い、対象家畜等を用いて、検体の特定の病原寄生生物による生産性の低下の防止効果を野外において確認するものである。</u> <u>なお、試験は原則としてIIに準じて実施することとするが、試験計画に際しては、採用する試験方法が、被験物質の効果を明確に評価できるよう十分配慮する。</u></p> <p>(新設)</p>

- 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について（平成 19 年 4 月 10 日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改正後	改正前
<p>別紙2</p> <p>抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインに基づく確認手続</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 管理方法の免除</p> <p>別紙1に基づく工程管理を実施する事業場は、第1に基づきセンター理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和53年9月5日付け53畜B第2173号、53水振第464号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和58年7月6日付け58畜B第1676号農林水産省畜産局長通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和60年10月15日付け60畜B第2928号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和62年12月25日付け62畜B第3099号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成3年6月3日付け3畜B第1113号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を</p>	<p>別紙2</p> <p>抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインに基づく確認手続</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 管理方法の免除</p> <p>別紙1に基づく工程管理を実施する事業場は、第1に基づきセンター理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和53年9月5日付け53畜B第2173号、53水振第464号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和58年7月6日付け58畜B第1676号農林水産省畜産局長通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和60年10月15日付け60畜B第2928号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和62年12月25日付け62畜B第3099号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成3年6月3日付け3畜B第1113号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を</p>

○ 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改正後	改正前
<p>別紙 2 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく確認手続き 第 1～第 3 （略） 第 4 抗菌性飼料添加物の管理方法の免除</p> <p>抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料又は飼料添加物複合製剤を製造する事業場のうち、第 1 に基づきセンター理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和 5 3 年 9 月 5 日付け 5 3 畜 B 第 2 1 7 3 号、5 3 水振第 4 6 4 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和 5 8 年 7 月 6 日付け 5 8 畜 B 第 1 6 7 6 号農林水産省畜産局長通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和 6 0 年 1 0 月 1 5 日付け 6 0 畜 B 第 2 9 2 8 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和 6 2 年 1 2 月 2 5 日付け 6 2 畜 B 第 3 0 9 9 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成 3 年 6 月 3 日付け 3 畜 B 第 1 1 1 3 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成 6 年 7 月 1 8 日付け 6 畜 B 第 1 0 1 2 号農林水産省畜産局長通知）」及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の</p>	<p>別紙 2 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく確認手続き 第 1～第 3 （略） 第 4 抗菌性飼料添加物の管理方法の免除</p> <p>抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料又は飼料添加物複合製剤を製造する事業場のうち、第 1 に基づきセンター理事長の確認を受けた場合には、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和 5 3 年 9 月 5 日付け 5 3 畜 B 第 2 1 7 3 号、5 3 水振第 4 6 4 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和 5 8 年 7 月 6 日付け 5 8 畜 B 第 1 6 7 6 号農林水産省畜産局長通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和 6 0 年 1 0 月 1 5 日付け 6 0 畜 B 第 2 9 2 8 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和 6 2 年 1 2 月 2 5 日付け 6 2 畜 B 第 3 0 9 9 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成 3 年 6 月 3 日付け 3 畜 B 第 1 1 1 3 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成 6 年 7 月 1 8 日付け 6 畜 B 第 1 0 1 2 号農林水産省畜産局長通知）」及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の</p>

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」等の一部改正の概要

改正の趣旨・概要

(1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第2条第3項に基づき、施行規則^{※2}で定める用途に供することを目的に飼料に添加等して用いられるものであり、指定された飼料添加物は告示^{※3}において規定されています。

(2) 今般、次に挙げる措置のため、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」等の法令の一部を改正することになりました。

- ①抗菌性飼料添加物の用途を明確化するため、飼料添加物の新たな用途「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」を定めるとともに、既に指定されている抗菌性飼料添加物の一部を新設用途のものとして再分類すること
- ②国内で近年使用されず、今後の使用も見込まれない飼料添加物「亜鉛バシトラシン」及び「ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム」の指定を取り消すこと

法令改正は、令和8年3月30日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）

※3 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）

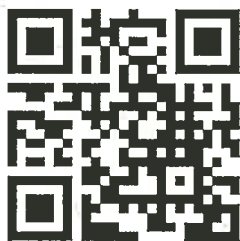
改正文のご案内

改正文（新旧対照表）については下のサイトにあります官報をご覧ください。

官報 令和8年3月30日（号外第73号）に掲載されております。

URL : <https://www.kanpo.go.jp/>

QRコード



担当： 農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課
飼料安全基準班 飼料添加物担当
TEL : 03-3502-8111（内線：4546）
MAIL : feed_additive@maff.go.jp